

軽米町ミル・みるハウス（特用林産展示販売施設・農林産物処理加工施設）
管理仕様書

1. この仕様書は、指定管理者が行う「軽米町ミル・みるハウス」の管理運営業務について適用する。

2. 施設の概要

軽米町ミル・みるハウスは、農林家の所得向上を図るとともに地域内外の住民の交流を促進し地域の活性化に資することを目的に、平成7年に農林産物処理加工施設を建設し、平成11年には特用林産展示販売施設の他平成14年には農林水産物処理加工施設を増築した施設で、平成30年度に大規模改修が完了した。

- ・施設の所在：岩手県九戸郡軽米町大字晴山22地割38番地1
- ・敷地面積：約7,300㎡
- ・建築面積：

特用林産展示販売施設	木造平屋	350.38㎡
農林産物処理加工施設	木造平屋	261.98㎡
農林産物処理加工施設	木造平屋	9.93㎡
屋外トイレ	木造平屋	75.28㎡

3. 開所期間

指定管理者は、下記の日程を基準として施設を開所すること。

- ・開所期間：毎年4月1日から翌年3月31日
 - ①産直、②売店（4月1日から11月30日）
午前 9時30分 から 午後6時00分
（12月1日から3月31日）
午前 9時30分 から 午後5時30分
 - ③レストラン 午前11時00分 から 午後3時00分
 - ④屋外トイレ 24時間
- ・定休日：年末年始（12月31日から翌1月2日）

4. 業務内容

- （1）指定管理者は、上記の目的を達成するため、利用者の満足度を向上させ、利用者が安心・安全に利用できるよう、次の業務を行う。
- ・施設運営業務
 - ・維持管理業務
 - ・その他の業務

(2) 事故・災害対策の実施

- ・指定管理者は、夜間や早朝などの業務時間外も含め、自然災害及び事故に対する職員参集や連絡網等について整備し、必要備品を準備しておかなければならない。
- ・災害や事故が発生した場合は、現場の状況を把握し、町産業振興課の他、関係機関への速やかな報告と初期対応を行うこと。
- ・暴風雨、震度4以上の地震等の自然災害が発生したときは、発生後見回り点検を実施し、危険箇所が認められた場合は、速やかに立入禁止などの応急措置や復旧作業を行うこと。また、被害が大きい場合は、電話等により関係機関に連絡すること。
- ・指定管理者は、応急措置後は報告書を作成し遅滞なく町長に提出しなければならない。この場合、可能な限り写真を添付すること。

5. 管理個別事項

(1) 全体管理及び運営

軽米町ミル・みるハウスの特用林産展示販売施設及び屋外トイレ・広告塔等の施設とこれに係る設備、備品全般に関する管理運営及び農林産物処理加工施設（雑穀菓子製造室を含む）とこれに係る設備、備品全般に関する管理を行うこと。

施設にある食堂を活用した地域食材を活用したメニューづくりと地元産品の消費拡大や販売促進に努めるとともに、地域農業者と連携した産直運営を行うこと。

(2) 事務管理

管理日誌を備え付け、毎月毎の入込み者数を取りまとめ、毎年4月5日までに前年度分を報告すること。

(3) 鍵の管理

軽米町ミル・みるハウス施設の鍵の施錠及び鍵の保管を適正に行うこと。

(4) 施設及び周辺の清掃管理

軽米町ミル・みるハウス施設及び周辺の清掃及び整理整頓に努め、環境整備に配慮すること。

(5) 屋外トイレの清掃管理

屋外トイレは24時間開放するとともに、毎日清掃を行い常に清潔を保ち、利用者の利便を図ること。

(6) 草刈り及び芝刈り管理

軽米町ミル・みるハウス施設及び周辺の草刈り及び芝刈りについては、6月～8月は適宜草刈り業務（実面積約1,600㎡）を実施し、園内の環境美化に努めるとともに景観に配慮すること。

(7) 施設の巡回

危険箇所（土砂崩壊地等）の状況把握及び危険防止に努めるとともに、施設等の状況を把握しながら、各施設の点検をし、異常があった場合は速やかに町に報告し、その指示を受けること。

(8) 防火管理

火気には細心の注意をはらい、防火訓練及び防火設備点検の実施等、防火管理に努めるとともに、来館者にも防火意識の啓蒙を図ること。

(9) その他

管理上の作業等に疑義が生じた場合は、町と協議の上、進めること。

6. 施設設備管理点検報告書の作成・提出

指定管理者は、毎月1回、5日までに施設、設備全体の点検を実施し、施設設備点検結果報告書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

7. その他

この仕様書により難い事情が生じた場合は、すみやかに町と協議し、その指示を受けること。